

待機児童対策緊急提言

平成28年3月25日
自由民主党政務調査会
待機児童問題等緊急対策特命チーム

保育所等における待機児童の問題については、4月からの利用先が決まらない保護者によるインターネットへの厳しい書き込みが、マスコミ等で連日取り上げられるなど、引き続き、重要な社会課題となっている。

保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に行われるものであり、社会全体が子どもに優しいものとなり、子どもが質の高い保育と豊かな体験を通じ、健やかに成長していく環境を作っていくことが重要である。

待機児童の解消を含めた保育施策に関しては、我が党が政権に復帰して以降、速やかに保育士の処遇改善に取り組み、すでに3%相当の保育士の処遇改善をはじめとした質的向上等を実施した。

また、保育の受け皿拡大については、「待機児童解消加速化プラン」により、従来の上倍ペースで保育所等の整備を進めてきている。

今後、女性の就業が更に進むことを念頭に、「一億総活躍社会」の実現に向けて、昨年末、整備目標を40万人から50万人に上積みしたところである。

一方、子育て世代の女性の就業が進み、新制度が施行される中、保育の申込者数は大きく拡大し、待機児童数も昨年増加した。また、都市部では、育児休業を早く切り上げる、あるいはやむなく延長する、利用料の高い認可外保育施設をやむなく選択するなど、未だ保育の利用に難しさが残り、年度途中の入所も難しい状況も残っている。こうした状況を速やかに解消すべく、当面の待機児童への対応だけではなく、今後働きたいというニーズにも十分対応できるような受け皿拡大を図る。あわせて、在宅で乳幼児の子育てをしている家庭への支援にもしっかりと取り組み、すべての子育て家庭が、希望を持って子育てしやすい社会を作っていく。

このため、今日、緊急提言をとりまとめた。政府においては、この提言を踏まえ、速やかに具体化を図り、強い実行力を持って実施することを求める。

なお、自民党は、働き方の見直し等、中長期的に取り組むべき課題に対し、引き続き検討課題として取り組んでいく。

＜緊急に講ずべき対策＞

緊急的な受け皿拡大策や規制の見直しにより、地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援を強化する。このため、以下の対策を、期限を区切り、また、待機児童の多い地域に限定するなどし、緊急に実施すべきである。

保育の実施主体である市町村は、これを受け、効果ある対策に速やかに取り組むことを強く期待する。

1. 自治体が単独事業として実施する保育施設（特定認証保育園）への支援
 - 「認可化移行運営費支援事業」の要件緩和及び拡充を行い、「特定認証保育園」として、自治体が単独事業として実施する保育施設への支援を行う。
 - ・認可化移行期限の緩和（現行5年の移行期限）
 - ・利用者の保育料軽減、自治体の取組促進につながるような補助の仕組み
 - 施設改修費の支援
2. 緊急的な待機児童預かり事業の実施
 - 多様な理由で、また不定期的に利用可能な一時預かり事業の活用により、保育所等への入所が決まるまでの間、保育サービスを提供する。
 - ・一時預かり事業を使いやすくして、定期利用による保育サービスとして活用可能なように支援を強化
 - ・不定期的な利用を想定した利用料設定となっている保護者の利用料負担が過大にならないよう配慮
 - ・少人数の預かり、場所の賃貸、訪問型等多様な形態のものを、地域の余裕スペース（空き教室等）なども活用しながら実施
 - ・施設改修費支援
3. 広域的な保育所等利用の促進
 - 隣接する市町村等の中で、市町村を越える保育所等の利用の調整が可能な場合、その広域利用を支援する。その際、自宅から遠距離にある保育所等へ通所を可能とするための送迎の実施について、地方単独施設・事業所等認可保育施設以外に対象施設を拡大するなど支給要件の緩和を図る。
4. 既存保育所等への受け入れ人数の拡大
 - 人員基準、面積基準について、国の最低基準を上回る基準を設定している自

治体において、保育所等それぞれが、国の基準を上回る部分を活用して、一人でも多くの受け入れを積極的に取り組むことを要請する。

- あわせて、2年連続して定員を120%超えて入所した場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童の現状に鑑み、その期間延長を行い、柔軟な実施等を推進する。

5. 認可基準を満たす施設の積極的認可

- 「客観的な認可基準を満たした場合には、認可権者である自治体は認可しなければならない」とされている新制度の基本的考え方を、待機児童のいる自治体において徹底し、株式会社、NPOも含め、受け皿拡大を積極的に推進する。

6. 国が支援する特定保育園として企業主導型保育事業の積極的展開

(地域を限定せず実施)

- この4月から、国が支援する特定保育園として、創設されることが予定されている企業主導型保育事業(事業所内保育を主軸とした新規の保育事業)の積極的活用を図る。

その際、多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること、市町村による計画的整備とは別枠で整備可能であることなど、企業主導型保育事業の特色・メリットを活かした事業展開を積極的に図る。

(企業、地域の経済団体、大学等への周知、働きかけ)

- 利用者の身近な地域での利用を可能としつつ、複数の企業で共同利用し合う形態を促進するため、企業間及び企業と保育事業者間のマッチングを行うコーディネーターを配置
- 既存の事業所内保育所の空き定員活用による速やかな受け皿確保
- 担い手確保のために、必要な人材研修(子育て支援員等)を積極的に実施

7. 保育コンシェルジュの設置促進

- 待機児童が50人以上いる市町村に保育コンシェルジュの設置促進を図る。
 - ・保育所等入所希望者への4月以降も継続した丁寧な相談を行い、小規模保育、一時預かり等多様なサービスにつなげるマッチング実施

8. 保護者に寄り添った効果的な待機児童対策の検討

○待機児童解消加速化プランで受け入れ枠は大きく拡大している一方、待機児童数は増加している状況を踏まえ、女性活躍による女性の就業率の更なる上昇にも十分対応でき、かつ、きめ細やかな住民ニーズにも対応できるよう、政府が取り組んでいる「保活」実態調査等も活用し、より有効な待機児童対策につながることに向けた要因分析、検討を進める。

9. 地域の中での円滑な整備促進

○保育所等の立ち上げが地域の中で円滑に進むよう、平成27年度補正から予算化された、防音壁設置対策を継続実施するなど、円滑な保育所等の整備促進に向けた環境整備（コーディネート等）を促進する。また、地域の余裕スペースの活用（空き小学校等）の活用も進める。

10. 育休からの円滑な保育所利用への移行、企業への働きかけ

○1歳児の待機児童が多いことに伴い、やむなく育休の早期切り上げによる0歳児入所を選択するといった状況を改めるため、保育所等整備を促進するとともに、柔軟な育休取得等出産して子育てと就労の両立がしやすい働き方を推進するとともに、保育所等に入園できなかったことにより働くことをあきらめることとならないよう、企業側への働きかけを行う。

11. 地域型保育卒園児の円滑移行

○3歳未満保育を担う小規模保育所等の卒園児が円滑に3歳以降の入園が可能となるよう（3歳児の壁解消）、連携施設の設定に市町村が積極的に取り組むとともに、丁寧な利用調整による円滑入園を進める。また、19人以下で定員設定されている小規模保育所等の定員弾力化による受け入れ拡大も進める。

12. 保育所等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施

（地域を限定せず実施）

○本年4月から実施予定の、保育士等における保育士配置の弾力化の特例措置について、円滑かつ着実な実施の周知徹底を図る。

＜人材確保に資する対策＞

（地域を限定せず実施）

- 保育人材確保に資するため、以下の研修を推進する。
 - ・ 新任保育士が円滑に職場に定着し、就業継続していくことを目的とした研修
 - ・ 保育士養成校の学生が現場実習する際の指導者の資質向上を目的とした研修
 - ・ 保護者支援、保護者対応等、保育士にとって負荷の大きい業務について主任保育士等を対象とした研修
 - ・ 保育所等の管理者を対象としたマネジメント等の研修

- 保育士が本来の保育業務により多くの時間を割くことができ、保育士の業務負担軽減につながるICT化を推進する。ICT化を進める際には、データの標準化についても検討を進める。

- 平成27年度補正予算、平成28年度当初予算により事業化した、保育補助者雇い上げ支援等を推進する。

- 土曜日の保育の利用が少ない場合について、保育士の勤務環境改善等に資するため、近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等で共同保育することが、運営費の減額なく可能であることの明確化を図る。

- 上記の他、処遇改善については、後述。

＜恒久財源を確保して講ずべき対策＞

（地域を限定せず実施）

- 保育の受け皿拡大には保育人材等の確保が絶対条件である。人材を確保し、就業継続、潜在保育士の復帰支援を進めていくためには、
 - 1 処遇改善
 - 2 キャリアパスの構築
 - 3 人材の配置改善が必要である。

- まずは、新制度スタート時と比べ、平成27年度補正で措置された1.9%も含め、処遇改善約4%を確実に実施に移すべきである。

- また、キャリアアップの仕組みの構築は、保育士等の定着促進、質の確保に欠かせない要素であり、処遇改善に当たっては、上記に加えて、それを支援することも併せて考える必要がある。
- その他、保育士等の業務負担軽減等のため、職員の配置改善、保育補助者の配置促進などの3,000億円超の各メニューを含めて検討し、安定財源確保をしながら、総合的な人材確保策を確実に実施に移していくべきである。
- 一方で、保育士の平均的給与は、女性の全産業と比べて年収ベースで約51万円（勤続年数を揃えれば32万円）、福祉職平均と比べれば12万円という大きな乖離がある。この乖離を縮小していくことを目指しつつ、財源確保しながらさらなる処遇改善に全力で取り組むべきである。

<働き方改革>

- 企業における「働き方改革」を大胆に進め、長時間労働の是正・生産性の向上を図ることで、男性の育児参加も含め、「子育て・介護しながら仕事する」ことを前提とした、新しい日本型雇用システムを官民で構築する。
- 妊娠、出産、育児により離職した女性も、復職できる安心感を実感できるようにする。また、子育てと仕事の両立不安を解消する環境作りを進める。